



平成28年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

第1	平成28年度運営方針及び基本方針	1
1	運営方針	
2	基本方針	
第2	法人の概要	2
1	法人の概要	
2	組織図	
第3	事業計画	
1	法人事務局	3
2	心身障害者福祉センター	
(1)	障害者支援施設	6
(2)	附属リハビリテーション病院	9
(3)	体育館	12
3	洛南寮	
(1)	養護老人ホーム	13
(2)	ヘルプ洛南	16
(3)	救護施設	17
4	東山母子生活支援施設	20
5	視力障害者福祉センター	23
6	桃山学園	
(1)	障害児入所施設	26
(2)	児童養護施設	29
7	こども発達支援センター	32
8	発達障害者支援センター	35
9	在宅福祉支援センター	37

第1 平成28年度運営方針及び基本方針

京都市社会福祉事業団 基本理念

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

1 運営方針

平成28年度は、第三期目(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)として京都府が設置する6つの社会福祉施設の指定管理者業務がスタートする初年度であり、今後の5年間を方向づける非常に重要な年度である。

昨年度、残念ながら法人内で虐待事案が発生したが、その検証を通じて明らかになった諸課題の改善に、引き続き法人一体となって全力を挙げて取り組んでいく。特に、透明性のある開かれた組織運営、職員の意識改革と資質の向上、職員間の情報共有と明るく風通しのよい職場環境づくりは、虐待防止に留まらず、これからの法人運営上の根幹となる取組みとして一層推進していく。

また、経営組織のガバナンス強化や透明性の確保、財務規律の強化や地域における公益的な取組みの推進を狙いとする社会福祉法改正の動きに的確に対応して、理事会のあり方の見直しをはじめ、必要な取組みの推進を図る。

さらに、平成25年度以降、3年連続して積立金の取崩しにより収入不足を補わなければならない厳しい財政環境の下にあったが、第三期目にあっては、収支バランスの取れた健全な財務運営に努めるものとする。そのため、各種事業における定数(定員)の充足に努めるとともに、業務改善の取組みにより、効果的な人員配置や経費削減を推進する。また、第三期以降の自立経営も視野に入れつつ、各施設のあり方や新規事業の検討等を進める。

これらの取組みを進めていくためには、一人一人の職員が事業団の置かれている状況をよく認識した上で、法人経営に積極的に参画し、主体的に行動できる仕組みづくりを進めるとともに、必要な職員を確保し、職員が健康で生き生きと働ける職場環境づくりや勤労意欲の喚起につながる取組みを実施する。

2 基本方針

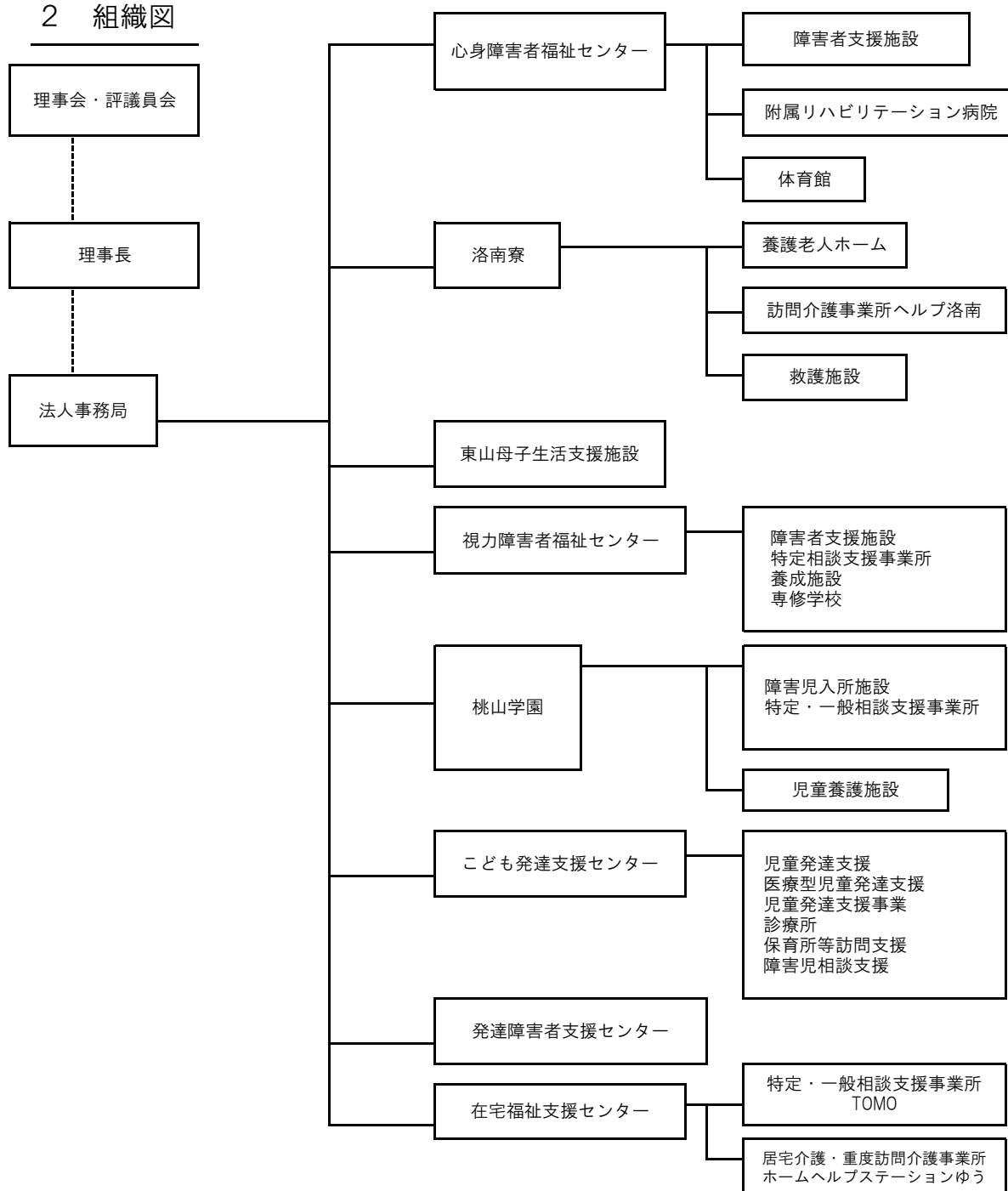
- (1) 職員の経営意識の向上に努め、効率的かつ効果的な法人経営に努めます。
- (2) コンプライアンス(法令遵守)の徹底と、ガバナンス(内部統治)の強化に努めるとともに、アカウンタビリティ(説明責任)を果たすことで、一層の公平性・透明性を確保します。
- (3) 社会福祉施設職員としての教養を高め、専門技術の向上を図り、利用者ニーズに応え得る人材育成に努めます。
- (4) 利用者本位の事業運営と地域福祉の貢献に努め、利用者や地域社会から信頼され、選ばれる施設づくりに努めます。

第2 法人の概要

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 金谷 浩志
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

2 組織図



第3 事業計画

1 法人事務局

【運営方針】

平成28年度は、指定管理者として第三期目の初年度であり、また、自立経営をめざした組織・財務基盤の足場固めのためにも極めて重要な年度である。従って、法人事務局は次の各種取組みを企画立案し、率先垂範し、法人の中核機関としての役割を果たす。

虐待防止の取組みについては、法人の最重要事項として、「法人虐待防止委員会」を中心に法人全体の研修実施や各施設の取組みの進行管理を行うとともに、施設間相互チェックを通じて風通しの良い職場づくりを進める。

また、社会福祉法の一部改正案に対応する理事会、評議員会の運営体制への移行準備を進めるとともに、事業団の総合力が発揮できるよう、「総合戦略参与」の設置や、職員が共通した現状認識の下での主体的な参画による様々な改善の取組みを推進する。

さらに、新人事制度及び研修制度の点検・見直し等により、人材育成の強化と安定的な人材確保を図るとともに、地域社会への広報活動強化に引き続き取り組む。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

- ア 法人虐待防止委員会の定期開催や委員の現地調査による法人内各種取組みの点検・進行管理
- イ 福祉サービス第三者評価の受診(心身障害者福祉センター、東山母子生活支援施設、桃山学園児童養護施設)及び自己評価(他施設)の推進
- ウ 施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進
- エ 虐待防止研修や各種技術研修の実施による職員の意識改革と技術力向上の推進
- オ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

- ア 非常災害時の対応マニュアルの充実と京都府災害派遣福祉チームへの参加、近畿ブロック事業団の災害対応チームへの参画などによる体制強化
- イ 本部事故防止推進員の施設事故防止委員会への参画による事故防止対策の推進
- ウ 施設利用者からの苦情抽出への迅速な対応と対応状況の外部への公表

2. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1) 組織管理体制の強化

- ア 社会福祉法改正に備えた理事会・評議員会等の運営体制の変更(新規)
- イ 会計業務の透明化を目的とした会計監査人の導入(新規)
- ウ 「総合戦略参与」の設置による戦略的な経営改革を推進(新規)
- エ 経営改善基本計画の更新

(2)業務改善の推進

- ア 業務改善推進プロジェクトにおいて各施設におけるアクションプランを進行管理し、改善取組みを推進
- イ 経営検討会議や広報委員会と同様に、特定の課題に応じた「委員会」や「チーム」、「連絡会」を柔軟に編成し、職員の主体的な参画の下で解決のための取組みを検討・推進(新規)

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 人事考課制度の運用状況を検証し、一層の活用方法を検討実施
- イ 介護支援等従事非正規職員の処遇改善の実施と非正規職員の職制のあり方(一般職等)の検討推進による安定的な人材確保(新規)
- ウ 研修委員会を設置し、キャリアパスの構築と連動した研修受講管理を推進(新規)
- エ 専任講師による施設別の技術支援や改善提案等コンサルティングの実施(新規)
- オ エルダー制度の充実やフォローアップ研修(若年職員対象)の重点実施等、職員の離職防止に向けた取組み強化
- カ 就職説明会や施設見学会等人材確保の取組み強化

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)地域福祉への貢献

- ア 「新規事業推進チーム」を設置し、在宅福祉支援の充実や施設入所者の地域移行促進をめざした新規事業の開設準備の推進(新規)
- イ 地域の介護者支援として介護技術等講座の実施
- ウ (福)京都府社会福祉協議会主催の京都地域福祉創世事業(わかプロジェクト)への参加(新規)
- エ 災害時の地域住民の安心を図ることを目的とした福祉避難所としての施設開放(京田辺市)(新規)

(2)広報活動の強化

- ア ホームページやパンフレット・機関紙等既存の広報ツールの充実
- イ 広報委員会によるPR 動画作成や SNS の活用など新たな方法による広報活動の強化
- ウ 実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や対外的な研究発表の推進による情報発信の強化

4. 効率的・効果的な管理運営の方策

(1) 利用料収入等の確保及び経費の効率的執行

- ア 各施設における利用増の取組み(実行計画)の進捗管理
- イ 三半期予算管理制度による支出経費の抑制及び予備費の効果的執行
- ウ 月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスに考慮した人件費の執行

(2) 施設の保守管理及び計画的修繕

- ア 建築基準法に基づく定期検査(京都府から受託)結果や施設間チェックでの指摘事項をふまえた設備整備計画の策定及び計画的実施
- イ 施設における照明のLED化促進(充実)

5. 活気溢れる職場づくり

- ア 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」徹底、朝礼時の1分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進
- イ クリーンタイム実施等職場の整理整頓・安全清潔の徹底
- ウ 法人内のストレスチェック制度を構築し、職員の心身の健康維持を推進(新規)

2 心身障害者福祉センター

(1) 障害者支援施設

【運営方針】

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の生活介護や生活能力の維持・向上につながる訓練を行うとともに、自立心を尊重し、虐待防止についての取組みはもちろんのこと、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行う。

特に、職住分離の推進等利用者の自立をめざした施設内外での日中活動の充実については、外部の生活介護事業所等への通所や施設内での活動メニューの増、生活空間の使い方の工夫などのおいのある日常生活を送ることができるよう支援していく。そのためにも、介護機器の活用等職員の負担軽減や健康保持につながる取組みについても積極的に行うこととする。

併せて、関係機関との連携により、地域にお住まいの方の通所利用を受け入れることや、成年後見制度等の活用についても推進していく。

なお、生活訓練事業所ひまわりにおいては、高次脳機能障害者に対して、附属リハビリテーション病院の専門外来との連携のもと、社会復帰、復職に向けて専門的な自立訓練・家族支援を行い、早期の社会復帰を図る。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

ア 外部委員の協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証や改善策の実行及び「利用者の声を聞く会」の開催(月1回)

イ 虐待防止研修の開催及び派遣(年3回)

ウ 「業務振り返りチェックシート」(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

(2) 危機管理体制の強化

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ 「事故防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

ウ 移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による移乗・移動等の利用者の安全確保及び職員の負担軽減

エ 施設内設備の定期的な安全点検(年3回)及び老朽設備の計画的な修繕及び更新
・ベッドブレーキ点検(毎日)と危険箇所の改善

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)利用者支援の充実

- ア 利用者の意向を明確にしたケアプランの作成と定期的な見直し
- イ 相談支援事業所 TOMO と連携した利用者の地域生活移行の推進
- ウ 体操や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分して日中活動の充実を行う。(充実)
- エ 近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所の推進
(目標:生活介護事業所 4 名 就労継続B型事業所 3 名)
- オ 成年後見制度(保佐人等)の利用申立の推進(目標:2 名)
- カ 生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催(年 3 回)
- キ 第三者評価の受審による支援の充実及び業務改善の推進
- ク 障害支援区分の定期的な見直し及び区分変更申請(目標:2 名)
- ケ 府卓球バレー大会などスポーツ大会への積極的参加

(2)地域福祉への貢献

- ア 在宅障害者の日中生活介護受入れの促進(目標:3 名)
- イ 短期入所の積極的受入れの継続 (目標:月 18 日)
- ウ 生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営
 - ・OT・生活支援員による集団訓練の継続実施
 - ・関係機関との連携による社会復帰(目標:6 名)
- エ 地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ(目標:3 回)

(3)広報活動の強化

- ア 広報紙「あしはら」(年 3 回発行)や、ブログによる最新情報の発信
- イ 地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善のアクションプランの推進・実行

- ア 南北寮応援体制の強化と効率的な人員配置による時間外勤務の縮減
- イ 分担業務の見直し、業務内容の整理・スリム化の推進
- ウ 効率的な介護動線の検討と整備
- エ 介護補助職員雇用による役割分担の明確化に伴う利用者支援の充実
- オ 浴室への天井走行リフトの設置その他移乗機器の活用等機械化の促進

(2) 効率的・効果的な管理運営の方策

ア 利用料収入等の確保

- ・入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保
- ・高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増(目標:18人)

イ 経費の効果的執行

- ・施設内照明の全面LED化の推進(充実)

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による介護技術等の所内研修の実施(目標:年6回)

イ 外部研修への計画的派遣と復命の徹底

ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

4. 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行による明るい職場づくり

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア 基本理念の唱和(毎日 朝礼時)と職員倫理綱領の唱和(毎月 職員会議時)

イ 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続実施

(3) 法人内外での研究発表大会への積極的参加

2 心身障害者福祉センター

(2) 附属リハビリテーション病院

【運営方針】

京都府南部における地域医療への貢献をめざし、丁寧で多様な医療サービスを提供することで、多くの方々に利用いただき、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営に努める。

そのためには、まず、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害の患者の社会復帰を支援するなど、京都府南部の高次脳機能障害対応医療機関の中核医療施設としての役割を果たしていく。

さらに、整形外科領域では、運動器疾患患者に対する一貫した治療、リハビリテーション、京都府立医大病院と連携した関節疾患及びリウマチ性疾患の受入れ、先進的医療機器や技術による特殊な治療等を、附属リハビリテーション病院の特色として積極的に広報し、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支える。加えて、今年度は、手術回数を増やすよう業務や職員体制を見直し、病院の稼働率向上に向け、職員一体となって取組みを進める。

また、近年の高齢化により増加している骨粗鬆症についても、地域へ積極的に出向き、骨密度測定や相談コーナーの設置、基礎的知識の講義などを行い、早期発見・早期治療・発生予防につなげていく。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

- ア 医療専門職種の責務である、倫理の遵守と患者の人権擁護、尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「虐待防止・対応マニュアル」に基づく取組みの実施
- イ セルフチェックシートを用いた、職員の資質向上をめざす行動改善策の実施管理(毎月1回)

(2) 危機管理体制の強化

- ア 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の継続実施(毎週1回)
- イ 医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの随時見直し
- ウ インシデント報告、アクシデント報告の検証とフィードバック
- エ 医療安全対策、感染防止対策をテーマとした院内講習会の継続実施(年4回)

2. 安心安全な医療サービスの提供

(1) 患者支援の充実

- ア 「患者アンケート調査」、院内設置「意見箱」によるニーズ把握及び改善策の検討と実施

- イ 院内の安全対策及び病院環境整備に配慮した老朽設備の更新等の計画的実施
- ウ 施設内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティーの確保
- エ 敷地内禁煙の継続

(2)地域福祉への貢献

- ア 地域住民を対象とした疾病に関する講習会の継続実施(年1回)
- イ 地域住民を対象とした「出前講座」及び「骨密度測定」の継続実施(年5回)
- ウ 京都府南部地域における医療関係者向け講演会の定期的開催(年1回)

(3)広報活動の強化

- ア ホームページやブログ及びパンフレットの随時更新による最新情報の提供
- イ 近隣市・町の広報紙への病院広告掲載や京阪バスの車内放送による病院案内の継続実施

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善の推進

- ア 看護師の業務を見直し、隔週木曜日を局所麻酔下手術日とし、手術対象患者の受入れ(年24回)体制の確保(新規)
- イ 症例検討会の開催回数を見直しによるリハビリスタッフの日常業務時間の増

(2)効率的・効果的な管理運営の方策

- ア 利用料収入等の確保

目標:1日あたりの外来患者数 110名

1日あたりの入院患者数 22名(病床利用率90%)

- ・京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室との連携拡充による患者の積極的受入れ(年10名)
- ・三次元画像解析装置(Mimics)、骨塩定量測定装置(DEXA)、高精度超音波装置など機器の有効活用やボトックス治療の継続(月30名)
- ・他病院からのリウマチ患者の積極的受入れ(年30名)
- ・リウマチ患者の生物学的製剤を用いた先進的治療及び手術の積極的実施(年50名)
- ・高次脳機能障害専門外来の利用促進及び患者の受入拡充(新規患者年30名)
- ・リハビリ業務体制の効率的運用による訓練単位数増加対策の継続実施
- ・障害児(者)歯科患者の積極的受入(年15名)
- ・術前口腔ケア実施による歯科患者の増(年30名)
- ・高次脳機能障害対応医療機関として多様なニーズに応じた機能の充実

- 合同会議の開催等による生活訓練事業所ひまわりとの連携強化
- 就労事業所等との合同会議の開催による退院患者の社会復帰に向けたアフターケアの充実
- 京都府リハビリテーション支援センターと連携した高次脳機能障害患者ケース検討会の実施
(年4回)

イ 経費の効果的執行

院内薬事委員会で新規医薬品の採用審査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品の在庫調整を行うことにより、医薬品の適正確保

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 医療チームとして向上心、探求心を追求する院内研修の実施(年12回)
- イ 学会等への積極的な研究発表及び論文発表によるスキルアップ
- ウ 研修会参加者の院内伝達講習会の実施
- エ 研究環境の整備

4. 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

2 心身障害者福祉センター

(3) 体育館

【運営方針】

京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、心身障害者福祉センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。

【事業計画】

1 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

(1) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

ア パラリンピック競技参加者への協力(新規)

イ 障害者スポーツ教室(アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等)の開催と各教室の成果を試す大会等の開催

ウ 障害者スポーツのつどい(年 12 回)

(2) 利用者サービスの向上

ア 障害者支援施設の利用者に対し、身体的機能の維持・向上や日中活動の充実を目的とした身体活動に関する支援の実施

イ 高次脳機能障害者支援(生活訓練)の一環としてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施

(3) ホームページによるタイムリーな情報提供

2 安心安全な福祉サービスの提供

(1) ヒヤリハット報告の検証による利用者の事故防止徹底

(2) 感染症予防対策の徹底

・附属リハビリテーション病院の医療安全マニュアルに沿った予防策の徹底

3 活気溢れる職場づくり

(1) 笑顔による挨拶の励行

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア 基本理念の唱和(毎日 朝礼時)

イ 職員倫理綱領の唱和(毎月 職員会議時)

3 洛南寮

(1) 養護老人ホーム

【運営方針】

利用者一人一人の人権を尊重し、それぞれがめざす自立と生きがいを、安心して安全な生活環境の中で支援していく。

そのため、今一度、職員研修や日々の支援を見直し、特に利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重点的に図るよう取り組むことで、職員の資質向上に努め、府立の社会福祉施設としての役割を果たすべく福祉サービスを提供できる施設として、多くの方々に選ばれる施設をめざす。併せて、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、そして地域に向けた広報活動を積極的に行い、施設の認知度を高めて定員充足につなげることとする。

また、職員が働きやすく明るく活気溢れる職場環境をつくることも、よりよい支援につながるため、職員間のコミュニケーションの活性化や施設内の明るさ・雰囲気改善、整理整頓等の職場環境の改善について、職員からの声や工夫を反映させながら取り組むこととする。

さらに、高齢者が DV・虐待被害を受けた際や一時的に在宅生活が困難になった場合の緊急一時入所等の迅速な対応や、退所された方に対する相談支援等のアフターケアを行うなど地域での生活を支援するとともに、地域の諸行事への参加やボランティア等地域住民を積極的に招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組み強化

- ア 朝の引き継ぎにおける情報共有の徹底と利用者の異変に気付いた際の臨時ミーティング開催
- イ 外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- ウ 利用者の声を反映するための座談会(月1回)や意見箱の設置等の取組み実施
- エ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底
- オ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施(年3回)と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

- ア 事故・ヒヤリハットや苦情・虐待疑い事案に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 非常災害時の対応マニュアルの整備と事故及び感染症発生時の組織対応の徹底
- ウ 事故防止委員会の開催(月1回)による検証と改善策の実行

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

- ア ボランティアの協力による機能維持や認知症予防プログラム(体操、ウォーキング、ケアピクス、塗り絵、音楽等)の充実
- イ 緊急時対応及び起床、就寝時の支援充実のため、夜間2名体制(夜勤と宿直)への変更(新規)
- ウ 利用者ニーズに合わせた夕食開始時間(変更後 18:00～)と食事場所(デイルームの活用)の見直し
- エ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施
- オ 利用者に適した福祉用具利用のため、介護保険による福祉用具貸与制度の活用

(2) 地域福祉への貢献

- ア 在宅で援助を必要とする高齢者への緊急一時入所の実施
- イ 京田辺市の福祉避難所としての体制確保(新規)
- ウ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ
- エ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施(年2回)
- オ 地域清掃活動による地域貢献(月1回)

(3) 広報活動の強化

- ア ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信
- イ 関係機関を対象に「洛南寮だより」(毎月発行)による空き情報等の発信
- ウ 「介護相談・施設見学会(給食の試食や喫茶活動の体験等あり)」の実施(年2回)

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1) 業務改善アクションプランの推進・実行

- ア 新たに午前の入浴時間を設定する等、週間日課の見直し
- イ 他課との相互応援による業務分担の効率化とボランティア、ガイドヘルパーへの付き添い依頼、洗濯業務の外部委託等による業務の削減

(2) 効率的で効果的な管理運営の方策

- ア 定員の充足や利用料収入等の確保
 - ・福祉事務所等関係機関への定期・随時訪問や「洛南寮だより」による空き情報の提供
 - ・施設内の「介護報酬増収に向けた対策チーム会議(月1回)」による課題分析と対策の実行
- イ 経費の効果的執行
 - ・月単位の消耗品費・光熱水費の周知(見える化)による経費支出のコントロール

・照明の全面LED化や計画的な設備整備の実施(充実)

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 職員講師による認知症・介護技術等についての研修実施及び勉強会の推進
- イ 在宅支援等先進的な取り組みをしている施設への派遣実習の実施
- ウ 新規採用職員(契約・非常勤)に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用(新規)
- エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
- オ 業務内容や労働条件を柔軟にした職員募集の実施

4. 活気溢れる職場づくり

- (1) 待遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施
- (2) 職員倫理綱領の唱和(毎月職員会議時)
- (3) 施設内事業所間(養護老人・救護)の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

3 洛南寮

(2) ヘルプ洛南(訪問介護事業所)

【運営方針】

地域で介護を必要とする高齢者への訪問介護サービスを提供し、住み慣れた土地で安心して暮らすことができるよう支援する。

また、法人内の在宅福祉支援センターとの連携により、新たなニーズの掘り起こしなどにつなげ、事業の充実に努め、既に実施中の介護保険適用外のサービスとの連携も図りながら、地域の在宅福祉充実につながるよう積極的に取り組むこととする。

【事業計画】

1. 安心安全な福祉サービスの提供

- (1) 養護老人ホーム及び在宅福祉支援センターとの情報共有による、在宅福祉に係るネットワークの構築(新規)
- (2) 事故・ヒヤリハット事例の分析と改善策実施による事故防止や、セルフチェックシートの定期実施による虐待防止・人権擁護意識の徹底
- (3) 専門知識や技術、接遇力向上に向けた職場研修の実施

2. 活気溢れる職場づくり

- (1) 接遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施
- (2) 職員倫理綱領の唱和(毎月職員会議時)
- (3) 施設内事業所間(養護老人・救護)の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

3 洛南寮

(3) 救護施設

【運営方針】

利用者一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしの提供と、地域社会での自立をめざすよう支援する。

そのため、利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重視しつつ、精神障害や身体障害などに関する専門知識や技術の向上を図る研修実施・参加やOJTによる職員の資質向上に努めることとする。そして、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、地域に向けた広報活動を積極的に行い、施設の認知度を高めることで定員充足につなげることとする。

また、職員間のコミュニケーションの活性化と施設の明るさや雰囲気の改善、整理整頓の徹底等職場環境の改善についても、よりよい支援を行うために重要であることから、職員の声や工夫を反映させながら取り組む。

そして、地域における生活困窮者や精神疾患を有する方、DV・虐待被害を受けた方等の利用が増えている中、再度、地域社会での生活へ移行することができるよう生活訓練及び就労支援を行い、緊急一時保護の迅速な対応や、退所された方に対する相談支援等のアフターケアを行うなど地域での生活を支援するとともに、地域の諸行事への参加やボランティア等地域住民を積極的に招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組み強化

- ア 朝の引き継ぎにおける情報共有の徹底と利用者の異変に気付いた際の臨時ミーティング開催
- イ 外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- ウ 利用者の声を反映するための座談会(月1回)や意見箱の設置等の取組み実施
- エ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底
- オ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施(年3回)と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

- ア 事故・ヒヤリハットや苦情・虐待疑い事案に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 非常災害時の対応マニュアルの整備と事故及び感染症発生時の組織対応の徹底
- ウ 事故防止委員会の開催(月1回)による検証と改善策の実行

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

ア 地域生活移行への取組み(目標:3名)

- ・就労をめざした、施設内作業の実施や就労移行支援事業所の体験利用(充実)
- ・地域生活移行をめざした居宅生活訓練及びグループホーム等法人内で検討される新規事業計画との連携(新規)
- ・利用者の状況やニーズに合わせた日中活動(現在は紙漉き)への見直し

イ 利用者満足度調査での声を反映させた外出機会の拡大

ウ 利用者ニーズに合わせた夕食開始時間(変更後 18:00～)と食事場所(娯楽室等の活用)の見直し

エ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施

(2) 地域福祉への貢献

ア 地域の生活困窮者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入れ

イ 京田辺市の福祉避難所としての体制確保(新規)

ウ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受入れ

エ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施(年2回)

オ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施(年2回)

カ 地域清掃活動の実施(月1回)

(3) 広報活動の強化

ア ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信

イ 関係機関を対象に「洛南寮だより」(毎月発行)による空き情報等の発信

ウ 「介護相談・施設見学会(給食の試食や喫茶活動の体験等あり)」の実施(年2回)

3. 自立運営を目指した管理体制の強化

(1) 業務改善アクションプランの推進・実行

ア 新たに午前に入浴時間を設定する等、週間日課の見直し

イ 他課との相互応援による業務分担の効率化とボランティア、ガイドヘルパーの付き添い依頼による業務の削減

(2) 効率的で効果的な管理運営の方策

ア 関係機関との連携強化による定員の充足

- ・福祉事務所、精神科病院等関係機関への定期・随時訪問や積極的な情報発信

イ 経費の効果的執行

- ・月単位の消耗品費・光熱水費の周知(見える化)による経費支出のコントロール
- ・照明の全面LED化や計画的な設備整備の実施(充実)

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 待遇力及び専門的知識や技術の向上を目的とした、職員が講師となる研修の実施
- イ 地域生活移行等、先進的な取組みをしている施設への派遣実習の実施
- ウ 新規採用職員(契約・非常勤)に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用(新規)
- エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
- オ 業務内容や労働条件を柔軟にした職員募集の実施

4. 活気溢れる職場づくり

- (1) 接遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施
- (2) 職員倫理綱領の唱和(毎月職員会議時)
- (3) 施設内事業所間(養護老人・救護)の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

4 東山母子生活支援施設(東山ファミリーホーム)

【運営方針】

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供し、多様な課題の解決、母子の自主性を尊重した自立に向けて地域社会で生活ができるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。

また、人権擁護・虐待防止の取組みについては、研修や OJT 等による職員の資質向上に努め、風通しのよい施設づくりをこころがけることとする。

そして、各福祉事務所等関係機関との情報交換を密に行うことで連携を強化し、定員の充足と社会的養護を担う施設としての役割を果たすよう取り組む。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

- ア 外部委員の協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底
- ウ 虐待防止研修への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

- ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 利用者による児童虐待の早期発見をめざした、職員間での情報共有や複数職員による状況確認、記録の徹底
- ウ 事故防止委員会の開催(月1回)による分析・検証と改善策の実行
- エ 施設内設備の定期的な安全点検の実施(月1回)
- オ 「AED」の設置及び AED 講習会の実施
- カ 「東山母子生活支援施設マニュアル集」の作成

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 関係機関との連携による定員の充足

- ア 支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施(年2回)
- イ 就労支援の充実
 - ・求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進
 - ・就職活動への同行支援

- ・社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー
 - ・就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施
- ウ 児童支援の充実
- ・児童(小1～小6)に対する放課後支援としての学童保育(ドリームクラブ)の実施
 - ・ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施
 - ・中高生を対象としたケーキ作りや編み物等の余暇支援の充実
 - ・夏休み等長期休暇時におけるキャンプ等施設外活動の充実
- エ 母子支援の充実
- ・安全な見守り体制の確保を目的とした、夜間時における勤務体制の見直し(新規)
 - ・DV 被害者の母及び被虐待児に対する個別面接等心理ケアの実施(母1人あたり月2回)や小児科医による子育て相談の実施(年8回)
 - ・情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー(卓球指導・ウォーキング講習会・季節行事等)による母子活動の実施
 - ・保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施
- オ 「ボランティア感謝祭」の継続実施による明るい雰囲気づくりの実施
- カ 第三者評価の受診による支援の充実及び業務改善の推進

(2)地域福祉への貢献

- ア 東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加
- イ 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」への啓発活動への積極的参加
- ウ 家庭支援総合センターとの連携による、配偶者からの暴力被害者の一時保護受入れ

(3)広報活動の強化

- ア ホームページやブログによる施設情報の発信
- イ 施設の魅力を伝えるためのパンフレットの更新

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善アクションプランの推進・実行

- ア 関係機関(福祉事務所、学校、保育園等)との連携(カンファレンスの実施等)の充実
- イ 京都市立東山開晴館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施
- ウ 利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策の実施

(2) 経費の効率的な執行

三半期ごとの予算管理の徹底及び職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

イ 母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

ウ 他の施設職員を招いてのケース検討会議の実施による支援の充実

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

4. 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行や身だしなみの相互チェックの実施

(2) 共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

(3) 職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティングの実施

5 視力障害者福祉センター

【運営方針】

視覚障害者の職業的自立を支援するための、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設として、国家試験の全員合格や卒業後の就労をめざし、教育訓練の充実、強化を図るとともに、安心して勉学に取り組める環境づくりに努める。

職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、広報活動などの利用者増の取組みや業務分担等の見直しによる業務改善に取り組むことで、安定した経営と府立施設として地域に貢献できる施設づくりをめざす。加えて、法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止についても職員一丸となって取り組むこととする。

また、職員の専門性を発揮し、養成学校としての役割のみならず、地域住民対象の健康講座や、法人内の他事業所との連携による新たな福祉サービスの提供、当施設卒業生の受け皿づくりなど、地域社会に向けた事業についても進めていく。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

- ア 虐待防止研修の受講(全職員)
- イ 職員セルフチェックの実施(月1回)及び職場ストレスチェックの取組み(年2回)
- ウ 虐待防止委員会(月1回開催)による職員セルフチェックの分析及び虐待防止対策の実施

(2) 危機管理体制の強化

- ア 各種危機管理マニュアルの整備・充実
- イ 地域防災訓練への参加など地域や関係機関との連携強化
- ウ 事故防止委員会(月1回)による事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の分析と改善策の実行
- エ 設備の定期的な安全点検及び老朽化設備の計画的改修

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実・受験生を対象とした補習授業や模擬試験の実施
- ・授業の質の向上を目的とした授業内容改善会議の実施(年2回)

国家試験目標合格率

あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
100%	100%	100%

イ 視覚障害者の社会的・経済的自立支援の促進

- ・治療院等への「職場見学会」の実施
- ・就労支援員等による卒業予定者等への就職先斡旋の実施
- ・利用者向けの施術者マナー、消防署員による救急救命講習会の実施
- ・京都府視覚障害者協会と連携した「パソコン講習会」の実施

ウ 夏休み等の利用者に対するフォローアップ講習の取組み

(2)地域福祉への貢献

- ア 地域住民を対象としたあん摩・はりの臨床実習の実施
- イ 地域住民及び高齢者福祉施設(訪問)へのあん摩奉仕の実施
- ウ 理療の専門性を活かした健康講座等の開催(新規)

(3)広報活動の強化

- ア ホームページ掲載情報の充実及びブログによる情報発信
- イ 福祉事務所や病院等への訪問による施設PRと利用者の掘り起こしの取組み
- ウ 社会福祉協議会や福祉関係団体企画事業(白杖デー等)への積極的参加

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善アクションプランの推進・実行

- ア 職員の専門性を活かした法人内他施設との連携による福祉サービスの実施(新規)
- イ 事務分担や授業体制の見直しによる効率的な施設運営
- ウ 利用者の障害程度や人員に応じたの実技・実習一人体制の実施

(2)効率的・効果的な管理運営の方策

- ア 利用料収入等の確保(次年度当初目標利用者数 50 名)
 - ・体験見学会開催(年 2 回)
 - ・福祉事務所や病院等の訪問及び情報発信による利用者の掘り起こし
- イ 卒業生等への臨床スキル向上及び就労をめざした就労継続支援事業等新規事業に向けた取組み(新規)

(3)経費の効果的執行

- ア 照明や機器、設備等の省エネ化の推進(LED化等)(充実)
- イ 老朽化した設備等の計画的な修繕及び更新

(4)人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 人事考課制度を活用したOJTの推進
- イ 職員講師による効率的なパソコン操作や収支状況等に関する所内研修の実施

4. 活気溢れる職場づくり

(1)職員会議提案事項への提案促進とその実現

(2)事業団研究発表会への積極的参加

(3)関係機関や地域との連携を深めるための外部行事等への参加

(はーとふるEXPO in さきょう、地域防災訓練、関西盲導犬協会オープンデーなど)

6 桃山学園

(1) 障害児入所施設

【運営方針】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的な生活習慣や知識・技能の習得など、療育活動等を通してそれぞれの課題と個性に応じた支援を行う。そのためにも、虐待防止・人権擁護の取組みは最重要課題とし、信頼の回復と安心・安全な施設をめざす。特に職員の専門性向上については、研修や勉強会等により障害特性の理解に努めるとともに、業務の改善や個別支援計画の作成・日頃の支援のあり方等についてもチームで取り組むよう、仕組みづくりを行う。

また、利用者から選ばれる施設をめざし、強度行動障害児への対応等、特色ある取組みを充実させ、ひいては定員の充足につなげる。

さらに、地域への情報発信を充実させ、行事等へも積極的に参加することで連携を図り、開かれた施設づくりと、地域で一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

ア 職員間の情報共有の徹底と組織的な対応力の向上

- ・朝のミーティング時における報告の視点や共有すべき情報の項目の整理・明確化
- ・児童及び職員間のコミュニケーションの活性化を意識した挨拶や声掛けの励行
- ・チームでの検討による個別支援計画の作成

イ 職員の意識改革と知識・技術力の向上

- ・人権擁護や虐待防止をテーマとした所内研修の実施(年3回) 及び外部研修への積極的参加
- ・外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証や改善策の実行
- ・「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

ウ 施設利用者や家族の声を活かした施設運営

- ・施設利用児童を対象とした「意見等を聴く会」の定期実施(年3回)
- ・保護者会(桃親会)との懇談会(情報交換)の定期実施(年6回)
- ・保護者への積極的な情報発信を目的とした機関紙(「学園だより」、「ふれあい」)の配布
- ・利用児童や保護者からの意見を反映した改善策の実行
- ・外部からの見学者や実習などの積極的な受入れ及び意見の徴収

エ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

(2)危機管理体制の強化

- ア 事故・ヒヤリハットや相談、苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 「事故防止委員会」(月1回)による検証及び再発防止策の徹底とマニュアルの見直し

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)児童支援の充実

- ア 臨床心理士を含めたチームアプローチによる個別支援計画検討会の実施(月1回)
- イ 個別支援計画に基づく支援の徹底
- ウ 新たに立ち上げる「環境改善委員会」による生活空間の見直し(権利擁護と安全に配慮した鍵のあり方 等)(新規)
- エ 支援マニュアルの定期的な見直し(4月、9月、12月)
- オ 児童の心身の安定と余暇活動の充実をめざした園芸活動及びスポーツ教室の実施
- カ 外部からの講師参加による所内事例検討会の実施

(2)地域福祉への貢献

- ア 積極的な地域行事への参加による地域とのネットワーク強化
- イ 京都市南部障害者地域自立支援協議会への適宜情報発信による連携強化

(3)広報活動の強化

- ア ホームページやブログの活用による外部へのPR強化
- イ 保護者及び地域への広報紙配布による情報発信や行事への招待等による施設理解の促進

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善アクションプランの推進・実行

- ・業務改善施設プロジェクトによる業務・支援内容のゼロベースでの見直し
- ・見直しを受けた、人員配置時間の変更(必要時間帯へのシフト変更)等改善策の実施

(2)効率的で効果的な管理運営の方策

- ア 定員の充足や利用料収入の確保(目標利用率100%)
 - ・施設長及び担当職員等の定期訪問による関係機関への施設情報(取組み、利用状況、受け入れ体制等)の発信
- イ 経費の効果的執行
 - ・定期的な経理状況の分析把握(月1回)による効果的な予算執行

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 職員講師による発達障害・自閉症理解についての研修実施(4月・7月)及び勉強会の推進
- イ 近畿、全国レベルの研究発表会への積極的参加
- ウ 支援の充実と業務改善を目的とした他法人への視察及び派遣実習の実施
- エ 新規実習受入れ校の拡充及びフォローの実施
- エ 契約職員への職場内OJT・エルダー制度の活用と働きやすい職場づくりの推進

4. 活気溢れる職場づくり

- ア 引き継ぎ時に行う「今日の目標」の共有
- イ 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続実施
・職場内環境の点検実施及び改善案の提案
- ウ 毎日の朝礼時に行う、法人基本理念の唱和

6 桃山学園

(2) 児童養護施設

【運営方針】

社会的養護を必要とする児童が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を養い、自立や家庭復帰できるような生活能力等が習得できるよう支援に努める。特に、中学生・高校生に対しては、学習支援の充実による学力の向上と知識の習得を図り、希望進路の実現につなげていく。また、発達障害等の個別課題に対応するため、チームによる支援を行う。

人権擁護・虐待防止の取り組みについては、職員意識の向上や専門知識・技術の更なる習得、職員間のコミュニケーションの活性化に努め、「報告・連絡・相談」を徹底した組織対応力の向上を図るとともに、児童からの聞き取りを定期的に行って意見の反映や悩みの解消等につなげ、安心安全な生活を送ることができるよう職員一丸となって取り組むこととする。

また、外部の支援団体からの協力を得ながら、就労体験等を行い、社会経験が習得できる機会を定期的にもち、自立への意欲向上につなげていく。

さらに、地域への情報発信を充実させ、行事等へも積極的に参加することで連携を図り、開かれた施設づくりと、地域で一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取り組みの強化

ア 職員間の情報共有の徹底と組織的な対応力の向上

- ・朝のミーティング時における報告の視点や共有すべき情報の項目の整理・明確化
- ・児童及び職員間のコミュニケーションの活性化を意識した挨拶や声掛けの励行

イ 職員の意識改革と知識・技術力の向上

- ・人権擁護や虐待防止をテーマとした所内研修の実施(年3回) 及び外部研修への積極的参加
- ・外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」(月1回)による検証や改善策の実行
- ・「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

ウ 施設利用者の声を活かした施設運営

- ・児童からの意見や悩みを聞き取る丁寧な個別面談の実施
- ・外部からの見学者や実習などの積極的な受入れ及び意見の徴収

エ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

ア 事故・ヒヤリハットや相談、苦情等に対する「報・連・相」の徹底による早期対応

イ 「事故防止委員会」(月1回)による検証及び再発防止の徹底とマニュアルの見直し

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 児童支援の充実

ア 臨床心理士を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の策定と見直し(年2回)

イ 安心できる生活環境の充実と暴力の排除に向けた個別面談の実施(月1回)

ウ 児童の学力の底上げに向けた個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用

エ 社会自立に向けた体験及び意欲向上をめざした協力団体との定期交流会や面談(月1回)、就労体験見学(年2回)等の実施

オ 児童との話し合いを通じた生活ルール遵守の徹底と児童の意向を反映した施設運営の実施

カ 第三者評価受診による支援の充実及び業務の改善の推進

キ 家庭復帰後及び卒園後のスムーズな社会生活に向けた支援団体による研修会の実施と職場訪問や家庭訪問等によるアフターケアの充実(ショートステイ利用含む)

ク 外部からの講師参加による所内事例検討会の実施

ケ 余暇活動の充実や情緒の安定をめざした園芸活動及びスポーツ教室等の実施

(2) 地域福祉への貢献

ア 積極的な地域行事への参加による地域とのネットワーク強化

イ 地域子育て支援機関(福祉事務所、伏見区本所地域子どもネットワーク、民生児童委員等)との情報共有等による連携強化

ウ 子育て支援事業の積極的受入れによる地域支援の実施

(3) 広報活動の強化

ア ホームページやブログの活用による外部へのPR強化

イ 保護者及び地域への広報紙の配布や行事への招待などによる施設理解への促進及び連携強化

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1) 業務改善アクションプランの推進・実行

ア 地域行事とのバランスを考慮した、施設内行事の見直し

イ 入所児童の動向に合わせた夜間体制の強化(充実)

ウ 決裁ラインの見直し等による業務省力化

エ ニーズ把握を目的とした退所児童や子育て支援事業利用保護者等対象のアンケート実施

(2) 効率的・効果的な管理運営の方策

- ア 関係機関との連携による定員の充足(目標利用率稼働率 100%)
 - ・施設長及び担当職員等の定期訪問による関係機関への施設情報(取組み、利用状況、受入れ体制等)の発信
- イ 定期的な経理状況の分析把握(月 1 回)による効果的な予算執行

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 発達障害等に関する研修への参加や職員講師による研修実施及び勉強会の推進
- イ 支援の充実や業務改善を目的とした他法人への視察及び派遣実習の実施
- ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォロー実施

4. 活気溢れる職場づくり

- ア 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続
- イ 引き継ぎ時に行う法人基本理念の唱和

7 こども発達支援センター

【運営方針】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携し、総合的な児童発達支援サービスを提供することで、こども達の健やかな成長と発達をめざす。また、相談支援事業や保育所等訪問支援事業の充実を始め、発達障害に関する講演会の開催、関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートなど、地域住民に向けた取り組みについても積極的に行い、児童発達支援センターとしての機能をさらに強化していく。

さらに、法人全体で取り組むこととしている虐待防止の取組みについても、職員一丸となって意識の向上や職員間コミュニケーションの強化、対応の迅速化など防止策の徹底に努めるとともに、サービスの充実と経営のバランスを意識した施設運営を行うこととする。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取組みの強化

- ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底
- ウ 全員参加の所内研修の実施
- エ ストレスチェック制度の導入とメンタルヘルスに関する取組みの継続

(2) 危機管理体制の強化

- ア 事故・ヒヤリハットや苦情・虐待疑い事案に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 「事故防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- ウ 事故・ヒヤリハット防止に関する学習会の開催(年6回)
- エ 施設内設備(遊具等)の定期的な安全点検及び老朽設備の計画更新

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

- ア 発達障害児に対する効率的な診療体制の構築
 - ・精神科再診における臨床心理士面接の活用(新規)
- イ 発達に応じた適切な療育プログラムの提供
- ウ 保護者支援の充実
 - ・障害特性の理解と関わり方をテーマとした学習会の実施(年10回):通園部門

- ・発達障害学習会の実施(年 2 クール/1 クールあたり 4 回実施):診療部門
- ・ペアレントトレーニングの実施(年 2 クール/1 クールあたり 8 回実施)

(2) 草刈り等、環境美化活動の実施(年 3 回以上)

(3) 相談支援事業、保育所等訪問支援事業の充実

- ア 新規通園児に対する個別相談の継続実施
- イ 保育所等と当施設を並行通園する児童に対し、集団療育の適応に向けた専門的支援の実施

(4) 地域福祉への貢献

- ア 発達障害の理解を府民に広げるための「発達障害講演会」の開催(年 2 回)
- イ 支援学校や療育教室への専門職派遣による支援者の育成
- ウ 障害児の地域での育ちを保障することを目的とした、保育所等訪問支援事業での指導助言の実施
- エ 地域でのネットワーク会議等における医療ケアが必要なケースに関する指導助言の実施

(5) 広報活動の強化

- ア 圏域及び市町村自立支援協議会への参画
- イ ホームページを通じた情報発信(ブログの定期的な更新等)

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1) 業務改善アクションプランの推進・実行

- ア 業務改善プロジェクトチームを中心に進める課題の抽出と、全職員による計画の実行
- イ 運営会議での業務実績の分析及び結果の共有と改善策の実行

(2) 効率的・効果的な管理運営の方策

- ア 利用料収入等の確保
 - ・保育所等訪問支援事業の地域への周知と実施回数の確保
 - ・「遊びの広場」の定期的開催による新規契約児の確保(目標:10 人/年)(充実)
 - ・セラピーの外来診療予約の効率化(目標:セラピー予約枠 業務占有率 70%)
 - ・初診患者数の前年度維持
- イ 経費の効果的執行
 - ・三半期予算管理を活用した適正な執行管理と収支バランスの確認(月1回)

・当初予算比、前年度同期比を見据えた現状分析と具体的対応策の実行

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
- イ 発達障害を診断・支援出来る医師の育成
- ウ 職員講師による所内研修の実施(年8回)
- エ 階層別研修プログラムの策定・実施(新規)

4. 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行
- (2) 研究発表の奨励
- (3) 朝会前のラジオ体操とグリーンタイム実施
- (4) 伝達朝会などを利用した職員間のコミュニケーションの促進
- (5) 毎朝朝会時における「一言'ルレー」の実施(新規)

8 発達障害者支援センター

【運営方針】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、発達障害についての理解と支援を深めるとともに、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所、ハローワーク、障害者職業センター等との連携を強化し、京都府内の発達障害に関する支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組む。

特に、今年度は、京都ジョブパークにおいて、大学生等に対して国・府一元的窓口で就職等の支援が実施されることに伴い、発達障害の疑いがある大学生等の対応として、専門スタッフ配置の事業を実施(受託)する。

また、今後とも職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センターとしての機能の充実・強化を図る。

【事業計画】

1. 専門性の高い相談支援の実施
 - ア 京都府内における支援体制づくり
 - イ 京都ジョブパークに初期対応専門スタッフを配置(新規)
 - ウ 発達障害専門研修の実施
 - エ 他機関、事業所等へのコンサルテーション機能の充実

2. 発達障害の理解促進と普及啓発
 - ア 府民を対象とした公開講演会の開催(年1回)
 - イ ホームページ等によるタイムリーな情報提供

3. 関係機関・団体との連携強化
 - ア 連絡協議会等各種会議の開催
 - イ 自立支援協議会、関係機関等の会議への積極的参加

4. 多様なニーズに応じた福祉事業の実施
 - (1)専門的・中核的拠点としての役割分担・連携体制の明確化
 - ア 京都府内(京都市を除く)の支援体制整備
 - イ 専門相談機関としての資質・専門性の向上

 - (2)圏域支援センター及び相談支援事業所等に対する支援

(3) 支援者等に対する人材育成の充実

ア 支援者養成事業の実施

イ 各種専門研修の実施

ウ その他研修の企画運営

9 在宅福祉支援センター

【運営方針】

昨年度法人内施設で発生した虐待行為について、大いなる反省と二度と虐待行為を発生させない組織づくりに取り組み、本事業所が提供するサービス全てにおいて、人権擁護、利用者本位の観点から日々の業務を推進していく。

また、本事業所機能を更に充実させ、利用者の多様なニーズに応えるとともに、きめ細かなサービスを提供する。

併せて、法人施設間を横断的かつ有効的に活用し、今後在宅サービスの拠点施設となりうる基盤を構築するとともに、法人本部及び各関係機関等との連携を図り、新たな事業開始に向けての準備に着手していく。

【事業計画】

1. 虐待防止策等の推進

(1) 虐待防止の取り組みの強化

- ア 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)とその結果分析や改善策検討を行う「気づきミーティング」の実施(月1回)
- イ 在宅の被虐待家族等に対する相談、助言を目的とした「城陽市障がい者虐待防止対策事業」業務委託の実施

(2) 危機管理体制の強化

サービス提供マニュアルの作成と更新

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

- ア 認定特定行為業務従事研修(喀痰吸引等研修)受講による、医療対象利用者の積極的受入れ
- イ ヘルプ洛南と協働した居宅介護サービスの実施【ゆう】(新規)
- ウ 法人内施設利用者への自立生活に向けた計画相談の実施【TOMO】

(2) 地域福祉への貢献

- ア 「新規事業推進チーム」の現地事務所機能を担い、新規事業の開設準備を推進(新規)
- イ 制度外サービス(私的契約)実施による受入れ対象の拡大

(3) 広報活動の強化

関係機関(介護系、就労系各事業所、各相談支援事業所等)との連携による新規利用者確保

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1) 業務改善の推進

在宅福祉支援センター内の兼務体制の更なる推進

(2) 効率的・効果的な管理運営の方策

ア 利用料収入等の確保

・計画相談件数増 (目標:100名 新規利用支援 30名、継続利用支援 70名)【TOMO】

・契約利用者数増 (目標:利用契約者数 18名)【ゆう】

(3) 経費の効果的執行

三半期予算管理を活用した適正な執行管理と収支バランスの確認(月1回)

(4) 人材育成の強化と安定的な人材確保

介護職員初任者研修と協働した居宅ヘルパー実習の実施 【ゆう】

4. 活気溢れる職場づくり

(1) 朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有

(2) 事業所内清掃による整理整頓の徹底



<http://www.ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236